

平成22年第4回幸田町議会定例会会議録（第6号）

議事日程

平成22年12月22日（水曜日）午前9時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第54号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
第55号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
第56号議案 幸田町特別職報酬等審議会条例の一部改正について
第57号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について
第58号議案 幸田町子どもの権利に関する条例の制定について
第59号議案 幸田町立学校体育施設のスポーツ開放に関する条例の制定について
第60号議案 幸田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第61号議案 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
第62号議案 幸田町公共駐車場条例の一部改正について
第63号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について
第64号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について
第65号議案 幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計設置に関する条例等の一部改正について
第66号議案 幸田町観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第67号議案 幸田町都市公園条例の一部改正について
第68号議案 幸田町下水道条例の一部改正について
第69号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第70号議案 岡崎額田地区広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について
第71号議案 指定管理者の指定について（高齢者生きがいセンター及び高齢者ふれあいプラザ）
第72号議案 指定管理者の指定について（ハッピーネス・ヒル・幸田）
第73号議案 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第3号）
第74号議案 平成22年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）
陳情第7号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書
- 日程第3 第75号議案 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
-

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

- | | | | | | |
|----|-------|----|--------|----|-------|
| 1番 | 浅井武光君 | 2番 | 酒向弘康君 | 3番 | 大嶽弘君 |
| 4番 | 池田久男君 | 5番 | 水野千代子君 | 6番 | 足立嘉之君 |

7番 鈴木博司君 9番 杉浦 務君 10番 鈴木修一君
11番 大須賀好夫君 12番 内田 等君 13番 丸山千代子君
14番 伊藤宗次君 15番 夏目一成君 16番 鈴木三津男君
欠席議員（1名）
8番 山本隆一君

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町	長	大須賀一誠君	副町長	成瀬 敦君
総務部	長	新家道雄君	健康福祉部長	伊澤伸一君
参事		杉浦 護君	環境経済部長	松本和雄君
建設部	長	鍋田堅次郎君	会計管理者	鈴木政巳君
教育	長	内田 浩君	教育部長	牧野良司君
消防	長	酒井利津夫君		

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局 長 鈴木久夫君 主 幹 鈴木政彦君

○議長（鈴木三津男君） 皆さん、おはようございます。

何かと御多忙のところ、長期間にわたり熱心に審議を賜り、ありがとうございます。
ここで、欠席の報告をいたします。

8番、山本隆一君は体調不良のため、本日、欠席の届け出がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時00分

○議長（鈴木三津男君） ここで、総務部長からの発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 新家道雄君 登壇〕

○総務部長（新家道雄君） 過日行われました質疑並びに委員会での要求のありました資料につきましては、本日、お手元に配付いたしておりますので、よろしく願いいたします。

〔総務部長 新家道雄君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者11名であります。

議事日程は、本日、お手元に印刷配付いたしましたとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（鈴木三津男君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第120条の規定により、本日の会議録署名議員を、2番 酒向弘康君、3番 大嶽 弘君の両名を指名いたします。

日程第2

○議長（鈴木三津男君） 日程第2、第54号議案から第74号議案までの21件と陳情第7号の1件を一括議題といたします。

これより委員長報告を行います。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

4番、池田久男君。

〔4番 池田久男君 登壇〕

○4番（池田久男君） おはようございます。

審査結果、報告書の朗読をもって総務委員会の報告といたします。

総務委員会審査結果報告書

平成22年12月22日

議長 鈴木三津男様

委員長 池田 久男

平成22年第4回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告させていただきます。

第54号 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について。育児休業、介護休業等育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第55号 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第56号 幸田町特別職報酬等審議会条例の一部改正について。組織機構の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第57号 幸田町手数料徴収条例の一部改正について（別表第2、附則1）。放課後児童健全育成事業手数料及び放課後子ども教室事業手数料の見直し並びに地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第70号 岡崎額田地区広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について。岡崎額田地区広域市町村圏協議会を廃止することに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第73号 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第3号）。第1条歳入全部 7,076万4,000円追加、歳出 15款総務費（20項除く）263万円減額、50款消防費510万円追加、第2条債務負担行為 はしご自動車（30メートル級）整備

費用の負担に要する経費。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。
以上です。

〔4番 池田久男君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。
2番、酒向弘康君。

〔2番 酒向弘康君 登壇〕

○2番（酒向弘康君） おはようございます。

審査結果報告の朗読をもって報告いたします。

産業建設委員会審査結果報告書

平成22年12月22日

議長 鈴木三津男様

委員長 酒向 弘康

平成22年第4回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。

第61号 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。一般廃棄物処理業及び浄化槽清掃業の許可手数料の見直しに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第62号 幸田町公共駐車場条例の一部改正について。駐車場使用料の見直しに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第63号 幸田町道路占用料条例の一部改正について。道路の占用料の見直しに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第64号 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について。法定外公共物の占用料の見直しに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第65号 幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計設置に関する条例等の一部改正について。都市計画区域の再編に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第66号 幸田町観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。不動産滝園地の使用料の徴収に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第67号 幸田町都市公園条例の一部改正について。都市公園の使用料の見直しに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第68号 幸田町下水道条例の一部改正について。下水道使用料の見直しに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第69号 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。農業集落家庭排水処理施設使用料の見直しに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第73号 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第3号）。第1条歳出 35款農

林水産業費 15 万円減額、40 款商工費 15 万円追加、45 款土木費 110 万円減額。
全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上です。

〔2 番 酒向弘康君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

9 番、杉浦 務君。

〔9 番 杉浦 務君 登壇〕

○9 番（杉浦 務君） おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって報告とさせていただきます。

文教福祉委員会審査結果報告書

平成 22 年 12 月 22 日

議長 鈴木三津男様

委員長 杉浦 務

平成 22 年第 4 回幸田町議会定例会において本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に報告いたします。

第 57 号 幸田町手数料徴収条例の一部改正について（別表第 1、附則 1・2）。放課後児童健全育成事業手数料及び放課後子ども教室事業手数料の見直し並びに地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第 58 号 幸田町子どもの権利に関する条例の制定について。児童の権利に関する条約の理念に基づき、幸田町内の子どもの権利を保障し、かつ地域社会全体で子どもを支え合うまちの実現を図ることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 59 号 幸田町立学校体育施設のスポーツ開放に関する条例の制定について。町立学校の体育施設のスポーツ開放に係る使用料の徴収に伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第 60 号 幸田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について。体育施設使用料の見直しに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第 71 号 指定管理者の指定について（高齢者生きがいセンター及び高齢者ふれあいプラザ）。幸田町高齢者生きがいセンター及び幸田町高齢者ふれあいプラザの管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第 72 号 指定管理者の指定について（ハピネス・ヒル・幸田）。ハピネス・ヒル・幸田の管理代行を指定管理者に行わせることに伴い、必要があるから。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第 73 号 平成 22 年度幸田町一般会計補正予算（第 3 号）。第 1 条歳出 15 款総務費（20 項）410 万円追加、20 款民生費 5,409 万 4,000 円追加、55 款教

育費 1,120 万円追加、第 2 条債務負担行為 ハッピーネス・ヒル・幸田指定管理者指定管理料に要する経費、高齢者生きがいセンター及び高齢者ふれあいプラザ指定管理者指定管理料に要する経費。賛成多数をもって原案を可決すべきものと決した。

第 7 4 号 平成 2 2 年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）。第 1 条歳入歳出 1 5 0 万円追加。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第 7 号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書。介護・福祉・医療など社会保障施策の拡充、市町村の福祉施策の充実を求め、国・県に対し意見書の提出を求める陳情。賛成少数をもって不採択すべきものと決した。

〔 9 番 杉浦 務君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

まず、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、総務常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、産業建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

1 4 番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 第 7 3 号議案 一般会計補正予算の関係ですが、その第 2 条で債務負担行為としてハッピーネス・ヒル・幸田の指定管理者に文化振興協会をしている。それにかかわる指定管理料という形ですが、この関係で、特にハッピーネス・ヒル・幸田にかかわって文振協が行う工事については、1 件 5 0 万円以下をその対象として、5 0 万円を超えるものについては、町がその費用の負担をすると、こういう定めがあるわけですが、そうした中で、1 件 5 0 万円以下の件数というのが今はどんどんどんどんふえてきておるわけですね。

既に、年間で 1 1 0 件を超え、1,200 万、1,300 万という形で管理料に食い込んできている実態があるわけですが、その 1 件 5 0 万円以下について、上限を、件数の上限、あるいは金額の上限について、委員会でのどのような御審議がされたか、説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 答弁を求めます。

9 番、杉浦君。

○9 番（杉浦 務君） その問題については、いろいろ委員さんからは出たわけですが、指すけれども、指定管理料の中で今まで対応をやってきたわけですが、指すけれども、それも大変ふえてきたということで、今後、債務負担行為でやっていくということで指すけれども、この問題については、各委員からは出ましたけれども、結果的には今までどおりということで、皆さん納得じゃないですが、そういうような意見で統一されたということで指す。

○議長（鈴木三津男君） 1 4 番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） よくわかったような、わからんわけですが、要は、これから100件から150件、200件、どれだけふえようと、上限は設けずと。したがって、その負担も上限がないと。

そうすると、指定管理料にどんどんどんどん食い込んでいくという点からいけば、例えば5年間の指定管理料が16億円という形で枠をはめられた。はめられたときには、そこで泳ぐことはもう限界に達しておるわけですよ。

そうした点からいけば、債務負担の16億円の外で交付金というような形の中で対応ということも、これはできると思うんですよ。

だから、そういう指定管理料の中のしぼりの中では、委員長の言われたように、痛しかゆしというふうに私は理解をしたわけですけども、そういう状況から脱していくための方策については、委員会の中でどのような御審議がされたのか、説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 9番、杉浦君。

○9番（杉浦 務君） その辺についていろいろ議論されたわけでございますけれども、今回、この補助金か協力金かちょっとまだ今検討中という話でございますけれども、そういうことも考えていかざるを得んというような話も出ておりました。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） それから、今後は当局の対応次第と、限界というのか、指定管理料の債務負担行為という限界ではあるわけですから、その外で交付金対応については、私は当局が真剣に検討されることを望むわけですけども、次にこれは文振協にハッピネス・ヒル・幸田という形で、総体としてハッピネス・ヒル・幸田を全域で指定管理をするという形で管理者としとるわけです。

そうしたときに、ハッピネス・ヒル・幸田という中には、町民会館があり、図書館があり、町民プールがある。そういう三つの施設を含めた総体としてハッピネス・ヒル・幸田という形で16億円を文振協に管理委託として支払うものですが、そうした中で、御存じのように、町民会館の中にはカメラアという食堂兼喫茶の部分があります。また、女性の会が花嫁衣装等を展示、貸し付ける、そういう施設もある。

そうしたときのその費用とか、そこから上がってくる、上がってくるという言い方が適切かどうかは知りませんが、借地料なり、その費用が幸田町の一般会計で処理されているというのは、私はこれは理解できんですよ。

少なくとも、先ほど申し上げたように、ハッピネス・ヒル・幸田全体を総体として文振協が指定管理者として施設管理を任された。施設管理を任された中で、カメラアがあり、花嫁衣装があり、焼きそば屋がある。そこから上がってくる使用料、公共財産の目的外使用という形で、その使用料が何で幸田町の一般会計に入るのか。これは、理屈に合わんですよ。

そういう点からいくなれば、私は指定管理として総体を管理せよという形で文振協に管理者として任せるならば、その中でどういう形でその施設が運営化されているのか、その使用料についてはどうされるのかというのは、上げて、私は文振協の裁量の中だと思えます。

ですから、本来、文振協の中に入っていくお金を行政が手を突っ込んで、これはおれの金だと言って財布の中から召し上げていくという形になるわけですが、そうした問題の矛盾点、あるいは今後の改善の方向について、御意見等が出されたかどうか、説明がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 9番、杉浦 務君。

○9番（杉浦 務君） 委員の中にはそういう意見も出ましたけれども、結果的には、文振協がやられるということで、委員会としてはそれ以上の突っ込みはなかったというふうに思っております。

○議長（鈴木三津男君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案21件と陳情1件について、討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 第57号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正についてであります。

まず、反対をする大きな問題でございますけれども、行革の名で使用料・手数料の見直しによる住民負担増を押しつけるものであります。生活に密着した値上げを強行する内容であり、すべてにおいて3,653万2,963円にも上る負担増に対して反対するものであります。

まず、この57号議案に対してでありますけれども、放課後児童健全育成事業手数料及び放課後子ども教室事業手数料は、3,500円を4,500円に1,000円アップをし、12.85%の引き上げ率であります。

平成21年度実績による引き上げ後の見込み額では、258万3,500円の増収となり、保護者負担が強められるものとなっております。

学童保育の目的には、放課後の時間において保護者のかわりに家庭的機能の補完をしながら生活の場を提供するなどとして、家庭状況を踏まえて子育てを支援する役割を持つもので、同じように放課後子ども教室も運営をされております。

不況が長引くにつれて、リストラや不安定雇用など保護者の置かれている状況は厳しく、共働き世帯がふえており、児童クラブや放課後子ども教室への希望がふえております。

とりわけ、子供の貧困もふえ、日本の子供の貧困率は、OECD諸国30カ国の中で12番目に高くなっており、子供7人に1人が貧困の中に育つという実態が広がっている状況であります。

日本政府が相対的貧困率を公表してから1年以上にもなりました。厚生労働省研究班が公表した推計で、ワーキングプアが2007年時点で641万人に上っております。幾ら働いても所得が上がり、家計も厳しい。とりわけ、ひとり親世帯では深刻であり

ます。

母子家庭では、200万円以下という家庭も少なくありません。ひとり親世帯は、児童クラブ22人、放課後子ども教室7人、合わせて29人に上ります。月額1,000円アップは、家計を直撃するものであります。

ひとり親世帯だけではなく、保護者の経済状況も厳しいことが、不況により増加した私立幼稚園就園奨励費補助金の補正予算追加でも明らかとなりました。一人一人の子供が大切にされ、安心して子育てできる幸田町にしていくためにも、引き上げに反対するものであります。

また、保護者や子供の願いにこたえていくには、まず学童保育のガイドラインに沿って施設の充実を進め、どの子も入所できるようにすべきと主張するものであります。

次に、第59号議案 幸田町立学校体育施設のスポーツ開放に関する条例の一部改正について、第60号議案 幸田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、合わせて討論をいたします。

幸田町では、学校開放を初めとして多様なスポーツ活動が展開をされております。特に、さまざまなスタイルのスポーツが愛好者の手によって生み出されていることが上げられます。

学校開放では、93団体で定期的に利用するなど活発的です。そこには、技術の向上や仲間との交流、健康増進などの要求があるからこそ、盛んになっているのではないのでしょうか。

このように、多様に広がるスポーツ要求に対して、だれもが気軽に使える公共のスポーツ施設の整備そのものが最も重要であります。

気軽に使える施設は、安価でなければ、使いにくいものになります。町民共有の財産である公共スポーツ施設は、社会教育や社会福祉の施設機能を持つもので、昼間の利用も照明を必要とするからとして電気料金上乘せの利用料金値上げは、スポーツ振興の後退であります。

今まで無料開放してきた学校体育施設の有料化は111万6,000円、勤労者体育センターは25万390円、大日蔭グラウンドゴルフ場は7万8,300円、合わせて144万4,690円を町民に利用料値上げとして押しつける議案に反対するものであります。

次に、第72号議案 指定管理者の指定について（ハッピーネス・ヒル・幸田）、第73号議案 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第3号）、ともに再指定と指定管理に伴う債務負担行為補正に反対の立場であるため、あわせて討論をいたします。

2003年、公の施設の指定管理者制度が導入をされました。当時の自民・公明による小泉構造改革が地方行政にも襲いかかり、官から民へ、民間でやれることは民間へのかけ声のもと、地方自治法改正により公共施設への指定管理者制度の導入が始まり、公の施設は直営か指定管理か選択しなければならない事態となりました。

指定管理者制度は、総人件費の抑制であり、民間の参入によって利益を追求する目的があります。住民の福祉向上を図る目的で設置運営をされていた公共施設を利潤追求を目的とする企業に管理をゆだねることは、矛盾としか言いようがありません。

しかし、2006年の指定管理に当たって公共的団体をとということで、文化振興協会にハピネス・ヒル・幸田全体を指定管理者として指定することで賛成をしてきました。

しかし、この間、公立図書館の管理形態としての問題点が明らかになり、専門性の充実やワーキングプアをつくり出す雇用形態など、経費節減、人件費削減が住民サービスの向上につながらないという一面が大きな問題であります。

導入当時は、県内で図書館の指定管理を導入してきたのが新城市と幸田町だけでありました。

導入してよかったこととして、開館時間の延長を上げていますが、これは直営でもできることであります。

職員の図書館業務のノウハウの維持継続、サービスの質の長期安定的な確保、行政との意思疎通、住民ニーズを反映した選書、ボランティア団体と協力したイベントの継続、公共性・公平性の確保など、経費削減や不安定雇用、非常勤・パート形態などで人件費削減では、文振協が当初の目的達成のために苦労していることがかいま見られます。

平成22年度から平成27年度までの5年間のハピネス・ヒル・幸田指定管理者指定管理料に要する経費が16億円、債務負担行為補正で上げられました。これは、前回の過去5年間の指定管理料17億4,000万円からすると1億4,000万円もの減額で、1年間にすると3億4,800万円が3億2,000万円に減り、2,800万円も1年間で減少したのであります。

町は、財政削減5%で文振協に16億5,000万円を示したとのことでありますが、文振協が16億円を提示したから、それでよしと町の金額よりもさらに5,000万円も削減したのであります。

ところが、文振協に5,000万円削減した指定管理料とは別に、自主事業補助という名目で年1,000万円を補助すると答弁したものの、金額については訂正をするなど、二転三転をし、金額をあいまいにしてしまったのであります。ここには町の一貫性がありません。5年間で16億円の指定管理料では運営ができないことのあらわれではありませんか。

総務省は、委託料について、人的・物的能力等に応じた適切な積算をするよう指摘しており、住民サービスを低下させない委託料の積算が必要であります。

さらに、次官通知と留意事項では、公共サービスの水準の確保を上げ、情報公開による透明性の確保、つまり住民に十分な情報公開を行っているかを上げております。この観点に沿って言うと、16億円の指定管理料が適正かどうか、大いに問題があります。

この指定管理料は、職員の犠牲の上に成り立っているのであります。経費節減のみの追求は、必然的に官製ワーキングプアをつくり出すことにつながります。

平成22年度幸田町文化振興協会の雇用状況からも、正規8人、嘱託11人、非常勤17人で、自給820円から750円で働く人を官が拡大しているのであります。

図書館は、長期的視野に立った運営でなければなりません。長い継続性が教育の営み、社会教育の営みに求められるため、指定管理期間が5年という形で期間が指定されるため、長期的な視野で見ると、なじまないものであります。

図書館は、住民の生涯にわたる学習活動を支援し、また学習の需要の増加にもこたえ

ていかなければなりません。

住民のさまざまなニーズに適切に対応していくためには、スタッフが図書館資料の内容を知り、利用者や県立図書館や国会図書館等との連携や日常の対応の中から全体のニーズを把握していかなければなりません。単なる貸出業務だけが求められるものでもありません。また、単に司書の資格があればいいというものでもなく、相応の実務経験などがあるスタッフが必要です。

このため、身分の不安定な職員体制と経費削減が目的の指定管理者制度は、図書館はなじまないと指摘できます。図書館は直営で運営すべきと主張し、反対討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

13番、丸山君。

〔13番 丸山千代子君 登壇〕

○13番（丸山千代子君） 陳情第7号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対して、委員会は不採択であります。採択を求める立場から賛成討論をいたします。

地方自治の本旨は、住民の福祉の増進にあり、それを大きく前進させなければなりません。経済不況が続く中、生活を守り、安心して暮らすためにも、医療・介護・福祉など社会保障の充実が求められます。

愛知自治体キャラバン実行委員会は、県下57自治体のすべてを訪問し、自治体・国・県への要請に取り組んでおり、それが社会保障の充実へと前進をさせてきております。その趣旨を酌み取り、陳情の採択を求めるものであります。

医療では、高過ぎる国保税と重い窓口負担が受診を抑制しています。失業率の高まりが長年続く中、保険に加入できない無保険者を大量に生み出し、国保税の滞納がふえ、払いたくても払えない国保税となっております。

国保は社会保障です。加入者の多くを占める低所得者層や無職、高齢者などの人たちの命を守るのは国の責任であります。

政府は、国保の広域化を進め、国保と国保組合、協会けんぽを統合して一元化しようとしております。そうすれば、国保の財政難が転嫁され、健保の保険料が引き上げられ、現行の給付水準も切り下げられてしまいます。

市町村国保の都道府県単位での広域化は、国の支出を削減する一方で、保険料は高いほうに合わせられてしまいます。

また、後期高齢者医療制度は、廃止ではなく、本質的な問題点を引き継ぐ新制度づくりを進めており、さらに差別化を拡大するもので、医療費窓口負担も1割負担から2割負担などが検討されております。

国庫負担を削減したまま、高齢者に高い負担を押しつけることは許せません。高齢者が病気がちになるのは当然のことで、国の責任でお金の心配なくかかれる医療にすべきであります。

介護保険制度ができて10年になりました。2012年4月からは、地域包括ケアの

名で在宅サービス重視をするといいながら要支援などは切り捨てるなど、給付制限を進めようとしております。政府の一番の仕事、税金の使い道は、国民の命を守ることであり、そして、暮らしを豊かにすることであり、基盤をなすのが国の社会保障制度であります。

人間らしく生きる権利を保障するのは、憲法第25条が大もとであります。医療や介護は、生きていくための権利であります。社会保障は、国や自治体の責任で充実させる、この立場に立って陳情内容を酌み取り、採択を求め、賛成討論といたします。

〔13番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時40分

再開 午前 9時50分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、原案反対の方の発言を許します。

14番、伊藤君。

〔14番 伊藤宗次君 登壇〕

○14番（伊藤宗次君） ただいま討論に付されております案件を、順次、討論してまいります。

議案番号61 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について。

この条例改正は、廃棄物処理業、浄化槽清掃業としての許可を得るための手数料を2,000円から一挙に1万円に5倍もの値上げで26万4,000円の財源を確保し、岡崎市との均衡を図るというものであります。

対象業者は、廃棄物処理で町内3社、町外25社、浄化槽清掃業で町内2社、町外2社、合わせて32社に受益の適正化などとして、5倍もの負担を課すものであります。

岡崎市が1万円だから、均衡を図るものだと説明をされておりますが、岡崎市との均衡を図らなければ、岡崎市に出入りする業者が肩身の狭い思いをしたり、岡崎市からいじめや嫌がらせを受けているのかとの問いただしに、そのようなことはないかと答弁をされておられるように、理由のない値上げであります。

近隣との均衡を図るとする説明もございしますが、それならば西尾市は無料であります。幡豆3町は1,000円程度であり、蒲郡市は5,000円であります。

均衡を図るとは、周辺の市町も高きところに合わせたにすぎず、行政改革の名前で、いわれなき値上げを押しつけるものであります。

5倍もの値上げによる業者の経営への影響はと、この問いただしにも、それほどでもない、聞き取り調査なども一切せずに平然と答弁をする行政姿勢は、住民や業者への影響は眼中になしと。要は、値上げさえすれば事足りたりというものであります。

例えば、浄化槽の清掃代など、町民負担と町外者の住民負担の実態はどのようになっているかの問いただしにも答えられず、それほどでもないとする答弁であります。

町民の負担の実態を調査せず、副町長は「住民への影響は出るが、手数料の5倍もの値上げで、今後、一層住民サービスに取り組める」などと答弁をされております。しか

らば、値上げをしなければ住民サービスはそこそこでいい、こういう発想のもとでの答弁でしかございません。5倍もの手数料値上げに、とても賛成できるものではございません。

次に、議案番号62 幸田町公共駐車場条例の一部改正についてであります。

この条例の一部改正は、時間利用料金を120%から125%もの大幅な値上げをするというものであります。

産業建設委員会での審議の中で、清友会の幹部議員は、「この程度の値上げでいいのか」と、「周辺の公共駐車場に比べてまだまだ低い」と、「高いところを参考にしてきたのか」などとの主張がございました。「この程度の値上げでは、住民への痛みの押しつけは極めて不十分だ。もっと引き上げよ」という主張であります。

議員が住民の生活と向き合って暮らしを支援をするのではなくて、「もっと痛みを与えよ」と、「値上げ幅が不十分だ。暮らしを痛めつけよ」と、暮らしを支えることをせず、ひたすら行政改革の名前で住民負担を押しつける行政当局のしりをたたいて、「もっと値上げをせよ」「もっと値上げをせよ」と叱咤激励する逆立ちした感覚の持ち主の議員の姿をあらわにしたものでもございます。

2009年度決算における駐車場事業の収支は、収入が3,288万円余り、支出が2,150万円余り、差し引き1,137万円余りの収益を出しております。

つまり、駐車場事業が赤字を出して経営が大変だから、料金値上げをしたいということでは全くなくて、行政改革の名で利用者負担を120%から125%もの大幅な値上げを強行して、350万円の増収、財源を確保するというものであります。

そこで、見逃してならないことは、町の職員1名分の人件費700万円強を駐車場収入から捻出をしているということでもあります。

その職員の事務量の6割程度が駐車場事務だと言うのですから、残りの4割相当の事務にかかわる人件費を駐車場収入で賄っている、約300万円相当の人件費を駐車場収入に負担をさせているという実態であります。

「行政改革」「行政改革」だと「行政改革」を金科玉条のごとく叫びながら、まずこの実態をきちんと整理をし、筋の通った負担の方法に改めることをまずもって実行すべきではないのですか。

町長は、料金値上げで自動開閉装置を導入するとか、駐車場を明るくするとか、第2駐車場の整備をするなどと答弁をし、相対的に一歩進んだ行政であると自己満足的な主張で胸を張られました。

しかし、料金値上げをしなければ、安全で、安心でき、明るい駐車場にしない。自動開閉装置の導入で、駐車場で働く高齢者雇用をどうするのかとの問いただしに、引き続き雇用をしていく。夜間、無人になったときの自動開閉装置のトラブルはどう対処するのかの問いただしに、何を思っか、私は私利私欲でやっとなんではないんだと、こういういきり立った答弁もされておられますが、そこにどんな脈略があるのか、まさにこのようなことは、これからもことございます。冷静な対応を求めるものでもございます。

安全で安心、明るい駐車場整備や駐車場拡張整備事業は、設置者責任であります。その設置者責任を放棄して、利用者に負担を求める時間利用者への絞った料金値上げで

あり、合理的で納得のできる値上げの理由は全くないということでもあります。

次に、議案番号63 幸田町道路占用料条例の一部改正について、議案番号64 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について、2件を一括して討論をしております。

この条例改正は、道路の一部を占有して電柱やガス管を埋設することに対する道路占用料徴収をする条例で、その対象は中部電力でありN T T、東邦ガスという大企業であります。

委員会での提案理由の説明は、地価公示価の下落に伴い占用料の引き下げだと、このように言ってみたり、固定資産評価額を持ち出してみたりであります。

幸田町の地価下落は横ばいであり、評価額は一貫して上昇して、固定資産税確保に下落などあるものではないと、こうした形の中で財源を確保していく。このような実情を十分知りながらも、25%もの占用料を引き下げる。これは、理屈の通らない説明であります。

もう一つの提案理由は、関係法律の施行令による見直し、そのことによって市と町に区分をされ、町に当てはめられる占用料に合わせた占用料の引き下げだと、こういう提案理由が混乱をしていることにも原因もあります。提案理由を熟知した上での説明は、初歩的な提出者としての責任であります。

施行令の実施時期は、2007年度でございます。しかし、施行令どおりの実施をした自治体はどこもございません。それはなぜか。それは、リーマンショックの影響で税収が大きく落ち込み、占用料が多かろうと、少なかろうと、自治体にとっては貴重な財源である占用料の引き下げには応じられないという自治体が続出し、実施が今日まで見送られてきたものであります。

それでは、今日では税収の回復が図られてきたのか。回復どころか、税収の落ち込みは、依然として深刻な状況でございます。

こうした深刻な状況があるのに、なぜ大企業が負担をする占用料引き下げか、負担の軽減なのかでございます。

占用料収入1,425万円が1,070万円へ25%、355万円の減収につながる大企業の負担の軽減、大企業奉仕の占用料引き下げを実施する一方で、理屈も道理も通らぬ理由なき公共料金値上げで住民生活を直撃する負担増は熱心に推し進められ、まさに逆立ちした町の政治の姿がここにあると指摘をするものであります。

同時に、電柱にはさまざまな広告物が巻きつけられ、看板が添架をされております。これらの広告物は、電柱設置者、主に中電でございますが、中電は広告主から広告料・占用料などの名目で料金徴収をしております。電柱に巻きつけた広告、あるいは看板の添架は、町的美観や景観を著しく損ない、悪くし、安全上の問題も発生させます。

これらの広告物を巻きつけ添架している電柱には、景観・美観・安全の観点から、中電に所要の費用負担を料金徴収をすべきであると提起をするものでもございます。

議案番号66 幸田町観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてであります。

この条例改正を一言で言いあらわせば、正直者がばかを見る条例でございます。

もともと無料で使用できている不動産園地を有料化する。1日1広場1,000円にする。しかも、利用者は事前に申請書を提出をし、許可を得ることを前提といたしております。さらに、1日とは、当日の午前0時から午後12時までの間、占有利用するものであって、3時間、5時間の占有利用は、その対象にしない。つまり、キャンプなどの利用を想定した有料化であります。それ以外の占有利用の時間の長い、短い、有料化の対象ではないということでもあります。

御承知のように、インターネットで無料で使えるキャンプ場紹介で不動産園地が紹介をされ、多くの方がそのインターネットを見て利用している実態もございます。

それに対しての答弁は、町のホームページが正式なもので、町のホームページを見てもらう。それ以外のインターネットの検索や利用はやみサイトだと言わんばかりの対応であります。まさに、いかんともしがたい硬直した、公共以外は認知せずというかたくなな対応であります。

無料掲載のサイトに有料化することを伝え、改めさせることで対処すべきであります。有料化の前提は、事前の申請であります。申請は、役所が開庁をしている日にちと時間だけの申請受理、料金支払いであります。

有料施設であるとする看板を立てるといたしておりますが、役場が開庁している、あるいは日にちや時間、それに対して利用者は申請すべく手はございません。

広報で有料化を知らせるといたしておりますが、利用者は町内者だけではありません。むしろ、町外者利用が多いのが実態でもございます。利用実態を見ずして有料化だけが目的で突っ走っているのが、この議案であります。

有料化できるものなら何でも有料化する、利用の実態がどうであれ、正直者がばかを見ようが、有料化を強行する、それが行政改革だとする、極めて胆略的な議案の内容だと指摘をするものであります。

議案番号68 幸田町下水道条例の一部改正について、議案番号69 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、2件を一括して討論をまいります。

今なぜ、この時期に公共料金の値上げか、こういう疑問と不安が多くの住民からわき出ている議案でもございます。

広報11月号で、下水道事業は1,047万円の黒字、集落排水事業は770万円の黒字ですと広く町民に知らしめている、そのやさきに、107%、1カ月150円、2カ月ごとの料金徴収をしておりますから、300円の値上げであります。

家庭用一般から家事兼営業までの件数は全体の95.5%を占めている、その実態を知らながら、基本料金を700円から750円へ50円値上げする。なぜ、基本料金の値上げなのか、理解も納得もできない基本料金の値上げであります。

基本料金の設定は、あるいは公共料金の設定は、生活に影響を及ぼさない低廉な額の設定が原則であります。

近隣との均衡だと言いますが、それぞれの市町の住民の所得水準はまちまちであります。そこに均等を求めること自体、無理があるということでもあります。

さらに、下水道会計も、集落会計も、その基盤整備に要した費用を借金で賄っており

ます。その借金の返済負担が大変だから、受益者負担の原則で応分の負担をしてもらう、こういうのが提案の理由でもございますが、全く筋の違うものを引き合いに出してきたものであります。

社会的基盤に要する費用は、租税によって賄う。借金をしたとしても、その返済を受益者に負担を求めるものではないという原理・原則であります。

例えば、集落排水事業の元利返済は、たとえ100%接続がされたとしても、元利返済に達する使用料収入は見込めるものでもございません。下水道事業もしかりであります。

元利償還に関する費用は、一般会計から繰り入れ、事業会計の安定を図り、受益者にその負担を求めるべきではございません。逓増料金体系の一定の見直しがされ、不均衡是正が進んだということについては、それなりに見るものであります。

今回の公共料金値上げで住民生活に直結する負担の総額は約3,700万円、下水道と集落排水の使用料値上げの合計は2,900万円であります。住民負担の78%以上を占め、その影響は幸田町の世帯数1万3,000に対して1万300世帯と件数という、全町民、全世帯に及ぶ理由なき公共料金の値上げであります。

町長は、その所信表明で、豊かな行政経験と確かな力、誠実の力、「8つの誠」で一步先の幸せなまちを実現できると訴えてきたと言われております。

これらの言葉の実際の姿が、言われなき公共料金の値上げに、不況の長期化と収入減、雇用不安と年金不安にさらされ、生活が日増しに苦しくなっている多くの町民に、もっと働け、もっと稼いでこい、受益者負担は当然だ、近隣との均衡は高きに合わせて住民に痛みを味わわせる、これが行政改革だというものであります。

それは、まさにお金がなくて年老いた老人が税金を滞納しながらも、自分の家、屋敷で暮らすのはもってのほかだ。借家に移り住まわせて、家、屋敷を召し上げて処分して税金に充当せよと、こういう悪代官の関所行政と全く同じ感覚であります。

弱者にむち打つ強食弱肉行政の強行にほかならず、理由なき公共料金の値上げだと指摘をし、討論といたします。

〔14番 伊藤宗次君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

まず、第54号議案 幸田町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正につい

て、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第54号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第55号議案 幸田町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第55号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第56号議案 幸田町特別職報酬等審議会条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第56号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第57号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第57号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第58号議案 幸田町子どもの権利に関する条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第58号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第59号議案 幸田町立学校体育施設のスポーツ開放に関する条例の制定について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第59号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第60号議案 幸田町体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第60号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第61号議案 幸田町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第61号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第62号議案 幸田町公共駐車場条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第62号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第63号議案 幸田町道路占用料条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第63号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第64号議案 幸田町法定外公共用物の管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第64号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第65号議案 幸田町幸田駅前土地区画整理事業特別会計設置に関する条例等の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第65号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第66号議案 幸田町観光レクリエーション施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第66号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第67号議案 幸田町都市公園条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第67号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第68号議案 幸田町下水道条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第68号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第69号議案 幸田町農業集落家庭排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第69号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第70号議案 岡崎額田地区広域市町村圏協議会の廃止に関する協議について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第70号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第71号議案 指定管理者の指定について（高齢者生きがいセンター及び高齢者ふれあいプラザ）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第71号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第72号議案 指定管理者の指定について（ハッピーネス・ヒル・幸田）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第72号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第73号議案 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第3号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第73号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第74号議案 平成22年度幸田町介護保険特別会計補正予算（第2号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第74号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第7号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する委員長の報告は不採択であります。陳情第7号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第7号は、不採択することに決しました。



日程第3

○議長（鈴木三津男君） 日程第3、第75号議案 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 大須賀一誠君 登壇〕

○町長（大須賀一誠君） それでは、追加提案をさせていただきました第75号議案 一般

会計補正予算（第４号）につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

第７５号議案 平成２２年度幸田町一般会計補正予算（第４号）について、補正予算書の１ページをごらんいただきたいと存じます。

第１条歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ４，５００万円を追加し、歳入歳出の予算総額を歳入歳出それぞれ１２８億５，５７９万８，０００円とするものでございます。

次に、４ページをお願いいたします。

第２条繰越明許費でございますが、筆柿選果機改修事業の繰越明許を、４，５００万でございますけれども、お願いするものでございます。

追加について補正予算を提出させていただきました理由といたしまして、１１月２６日に食料自給率向上・産地再生緊急対策が国の補正予算で成立し、ＪＡあいち三河が事業主体となる筆柿選果機改修事業が国庫補助対象事業となる見込みとなりました。

ＪＡあいち三河の要望を受けまして、平成２３年度事業として当初は予定いたしておりましたが、急遽、１年前倒しで町の補助金を補正対応することといたしましたものでございます。

国の補助につきましては、補助対象事業費１億９，４２５万円に対し４分の１以内の３，５００万円を予定いたしております。

それでは、まず歳入につきまして、補正予算説明書８ページをごらんいただきたいと思っております。

歳入は、７５款の財政調整基金繰入金４，５００万円を追加し、財源調整をいたしております。

続きまして、歳出について説明いたします。

補正予算説明書の１０ページ及び議案関係資料の１ページをごらんいただきたいと存じます。

３５款の農林水産業費で、ＪＡの筆柿選果機改修事業に対し産業振興事業補助金の限度額４，５００万円を新規計上するものでございます。

前の４ページに戻っていただきますと、第２条の繰越明許費につきましては、事業完了が平成２３年６月を予定しているため、お願いするものでございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。よろしく御審議の上、可決・承認賜りますよう、お願い申し上げます。

〔町長 大須賀一誠君 降壇〕

○議長（鈴木三津男君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで、途中ではありますが、１０分間休憩といたします。

休憩 午前１０時２９分

再開 午前１０時４０分

○議長（鈴木三津男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、質疑を行います。

質疑は、会議規則第５５条及び第５６条の規定により、１議題につき１５分以内とし、

質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限にかんがみ、簡明なる御答弁をお願いいたします。

第75号議案の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この選果機の関係ですが、一つは、導入してから何年がたち、現在、どういう状況にあるのか、こういうことが第1点であります。

2点目は、産業建設委員会でも質問をいたしました。政府の2次補正ということで、幸田町にきめ細かな交付金、これが568万9,000円、それからもう一つは、住民生活に光を注ぐ交付金、これが500万円、合わせて1,070万円近くが入っておるわけですが、この関係をなぜ補正予算に計上をしなかったのか、この2点について答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 答弁を求めます。

環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） まず、導入後何年かということですが、平成9年に導入をしておりますので、13年ということで、現在につきましては、その老朽化もしてきたということで、渋果の混入等が見られるというような、判別の能力が落ちてきておるとい状況でございます。

○議長（鈴木三津男君） 総務部長。

○総務部長（新家道雄君） 平成22年度の地域活性化交付金で、きめ細かな交付金並びに住民生活に光を注ぐ交付金、議員の御指摘のとりの金額が配分予定でございます。

これに対しまして実施計画書をこれから作成し、交付申請をしていくという手続を予定いたしております。

これにつきましては、3月の補正での対応を予定いたしておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、総務部長が答弁をされたように、これは実施計画を策定をしている、その自治体にとというのが前提であります。ということは、幸田町はまだこれからということで、申請して3月補正でじゃあ繰越明許をやるかと言ったら、財源更正かけてやっちゃうわな。がららぼんですわ。結局、財源更正やって1,000万からの交付金を形を変えて基金に積み込んでいくと、こういう手法をとられるのが3月補正の実態かなと、こんなふうにとめておるわけです。

それと、もう一つは、こうした補正予算を計上をされるときに、なぜあなた方がこういうところだけに着目をしているのか。町長や副町長は近隣の状況、近隣との均衡ということを声高に叫んでおるけれども、近隣の状況で、今、この12月議会の中で各市町が一生懸命努力して補正予算に計上しているものに、子宮頸がん、ヒブワクチン、肺炎球菌ワクチンの無料接種ということで、国のほうもそう言って補助金を出してきている。

県のほうに基金が積み立てられて、そういうところで、実施をしたところについては、国から県を経由してちゃんと補助金を出しますよということですが、もう県下と言うよ

り、西三河9市4町の中でそういうことを一言も触れていないのは、岡崎医師会管轄の岡崎市と幸田町だけだ。あとは、みんな全部やるということだ。

そうしたときに、あなた方、せつかく補正予算の追加提出をする。提出をするときに、なぜそういう住民のまさに健康と命・福祉にかかわる問題は上げてこなかったのか、眼中になしかと、こういうことですが、これはどういう対応をされるのか。

もう西三河は、先ほど申し上げたように、1市1町だけが取り残されている。これはどうされるのか、答弁がいただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 議員おっしゃられるように、国の補正で対応されております。

これが、私ども、例えば職員ですとか保健師でやれることであれば、すぐにでも対応できるわけでございますけれども、予防接種ということになりますと、どうしても医師会の協力が得られなければ、これはできないわけございまして、ただいまそういうことで、今年度中にやれるように医師会のほうに申し出をしております。いましばらく調整の時間をいただきまして、これが今年度に着手ができるということになれば、またその内容の、臨時議会を開いてでもお願いをしまいたいと、そのように私どもは思っております。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 医師会を前面に立ててということですが、実際は医師会ということじゃないですね。医師会は、もういつでも準備万端、腰を上げて待っておるんだけど、いかんせん岡崎市ががんで、岡崎市がうんと言わん。幸田町、またしゃらくさく小さなやつがちょっと金を持っておるからと言って、すぐ手を挙げやがったと、こういう岡崎市の感情がある。

それは、子供の医療費無料化を中学校まで実施をするということにも岡崎市が完全に抵抗してきたわけでしょう。

そうした中でも、実施を前提にした、2008年度の当初予算の予算の説明の段階で、幸田町が中学校卒業まで実施をしますよという、これは非公式の説明会ですから、新聞には載らなかったわけですが、それをいち早く岡崎市が聞きつけて、岡崎が幸田ごときにおくれをとってなるものかと緊急の記者会見を岡崎の市長がやって、幸田町よりも私のところが先にやりますよと。別に、後先なんて、実施する年度が一緒ならば、それでいいんだけど、そういう教訓から酌んでいくと、岡崎市がなかなか腰を上げん。腰が重くて重くてしょうがないという中で、医師会も幸田町も、はやってくれと、孤児になっちゃうわと、こういうことが実態じゃないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（伊澤伸一君） 2年前の、3年前になるか、子供医療の拡大の件のお話をされました。

私、その経過等はよく存じておらないわけでございますが、本町としては、そのときは拡大をするという結論を出しまして、福祉医療そのものについては、これはその市町、従前からいろいろばらつきがございました。

しかし、今回の予防接種ということになってまいりますと、岡崎の同じ医師会の中でお医者さんがやっていい人、やっていかん人、これは公費から負担が出る人、出ない人、いろいろな問題が発生してまいります。

そういう点で、医師会と十分な調整がなされないうちはできないということでございますので、そういうことで、私どもは今、少しでも早くやれるように事務方では調整をさせていただいておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木三津男君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 部長という立場から、なかなか踏み込んだ発言もというふうに思うわけです。

率直に言って、腰の重い岡崎市を叱咤激励して、さあ腰上げよということで、しようがないな上げるかというのが現状と。こういう中で、部長の答弁は「年度内実施だ」と、こういうことを言われる。

しかし、年度内実施だと言いながら、愛知県の担当課は「岡崎市と幸田町は2月実施ですよ」という、もうそういう情報が出てきておるわけですよ。年度内ですよと言いながら、ずらっと延ばしていくという点からいけば、私はいかかなものかなということと、もう一つは、町長、提出した補正予算の関係でこんなところまで踏み込んでもらっちゃ困るわなど、こういう発想なんだわ。

別に、事前の質疑通告を出してるわけじゃないですよ。質疑の通告の範囲を著しく超えたと言うなら、それは議長から、おい、ちょっと待てやと、こういうことになる。

あなた方が補正予算を出したときに、足らずまいがあるでしょうと。現下の情勢に出おくれてはいかんから、あなた方はどう対応されますかということをお尋ねしとるときに、おれの気に入らんことをた一たかた一たかしゃべりやがってと、それはというのは、私は町長としても少し度量を持った対応を求めたいというのが補足の説明であって、要はお尋ねするのは、年度内実施だと答弁されるけれども、もう県の担当課は「岡崎市と幸田町は2月から実施をしますよ」と、こういうのがもう流されてきとるんです。

そうしたときに、いわゆる臨時会で対応するというのを部長が答弁されております。そうするならば、私は専決はまずわかりならんと、専決の問題じゃないですから、専決ではなくて、そして年明け早々に我が町はこうだと言って、住民の中にも、ほかの市町はできちゃう。幸田町はどうするんだ。公共料金上げて、ぶちぶちぶちぶちたたかかれてるけれども、ちいとはなというのが、ちいとは正月明けたら・・・、そういう幸せな気分というのをあなた方自身も、幸せな町だと言いながら、こんなこと議会が先導してばっばっば言われたらしようがないなという思いがあるけれども、じゃあ言ったように、1月早々の臨時議会を開いて必要な補正予算を議決して、2月実施と、これが愛知県が言っとる、愛知県はいつに臨時会をやれとか、そんなことは言ってへん。2月実施だよと、こういう方向ですが、それに間違いございませんか、どう対応されますか。

○議長（鈴木三津男君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 本来の筆柿がどこかへ吹っ飛んじゃいまして、松本部長がちょっとがっかりしておるんで、要は、伊藤議員がおっしゃった、今の問題につきましては、私が後ほどお話をするという予定でおったわけでありまして、早々に御質疑いた

だきましたので、私どもはもう最初からやるよということは、健康福祉部長も申し上げていたとおり、準備をいたしておりました。なかなか、やはり全体の統一がとれないという状況もございまして、このような形になって、今から議長、議運の委員長さんにもお願いしながら、日程を定めていただいて、次のステップを踏んでいきたいと。早々、臨時議会がもし開くことができるならば、すぐ実施をしまいたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、ひとつ本題のほうで部長のほうからまた答弁させますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木三津男君） ここで、皆さんにお伝えします。

確かに、今、伊藤議員の発言のように、範疇が決められていないとはいうものの、今回は筆柿の補正ということですので、その限定について御質問していただけることをお願ひいたします。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この補正対応は、財政調整基金から取り崩して、そして補助金として出す内容でございますが、この町長の説明では、いま一つちょっと私の理解が不十分でありますので、もう少し詳しく御説明がいただきたいということでございますけれども、この1億9,000万円を超える筆柿選果機の改修費用でありますけれども、幸田町が4,500万を補助をするという内容であります。国の補助金というのはどれだけで、どういう事業で行われるのか、その辺を詳しくもう少し説明をしていただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 答弁を求める前に、こちらがちょっと不手際がございましたので、謝っておきます。

伊藤宗次さんの質疑は終わりました。

続いて、丸山さんの質疑を受けております。

答弁を。

環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 補足説明をとというようなことでございますが、先ほど伊藤議員の御質問の中にも若干触れさせていただいたわけでございますが、この幸田町の最も特産であります筆柿の選果場でございますが、今までの渋果の判定装置につきましては、老朽化等が進みまして、それに合わせて地球温暖化の影響かどうか、変形果の発生等も見られるということで、判定精度が劣ってきた、その上で渋果が混入をされているために、判定基準を下げて、甘果といいますか、通常のものも若干渋果のほうへまぜても選別をしておったということで、機器の更新が求められておったということで、今回取り組むものでございます。

それから、2点目の国の補助金は幾らかということでございますが、1億9,425万円、そのうち補助対象額1億8,500万の4分の1以内ということで、3,500万円を考えて、町のほうの補助金を算出しております。

どういう事業かということでございますが、先ほど町長のほうからお話をいたしましたように、食料自給率向上・産地再生緊急対策という大きな枠組みの中で、だんだんだ

んだんこの枠組みを下げていきまして、一番最終には、輸入急増等緊急対策特別枠という特別枠の中で対応するものでございます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 3,500万を算出しているというのであるならば、この4,500万の補助金ということを繰越明許費で補正を対応しているわけですが、じゃあJAあいちのほうにこの補助金を3,500万出すよと、こういうことですから、その4,500万と3,500万の金額が1,000万円違うわけでありまして、これはどういうふうで、この4,500万を計上されたのかということでもあります。

それと同時に、この1億8,500万円の4分の1以内というのが国の補助金なのか、それともどうなのかということでもあります。

ですから、国・町、それからJAあいち、それからどういう事業になるのかというのが具体的に示されなければよくわからないわけでありまして、きちんと説明していただきたい。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） まず、3,500万円と4,500万円の差でございますが、この3,500万円、国の補助金については、町は経由いたしませんので、町からは4,500万円を支出すると、国からJAが3,500万円を受けるということでございます。

全体事業費から3,500万円を引いて、残りの30%以内ということで、上限4,500万円でございますが、これをうちの交付要綱に基づいて支出するというところでございます。

それから、国の補助率が4分の1かどうかということでございますが、要綱どおりであれば、国の補助率は2分の1でございます。

ただ、先ほど言いましたように、特別枠が今回の補正60億円でございますが、この中で全国で手を挙げておいてポイントをつけていくわけでございますが、満点ポイントがついておるところ、幸田町も満点のポイントをつけておるわけでございますが、満点ポイントがついておるところが、この60億円の倍以上候補者がおるということで、その中で地区を切って半分ぐらいは落選するのか、また全体を薄めて交付するのかということもあるわけですが、現段階では、薄めて交付される可能性があるよという情報も得ておりますので、おおむね倍の対象事業があるなら、交付額も約その半分ぐらいになるだろうということで、4分の1ということで町の補助金を算定する数字とさせていただきます。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 1年前倒しということは、来年度予算の中に計上していく計画であったかということでもありますけれども、これは町の特産物であります筆柿でありますので、渋果が混入をしてくると、これは消費者の購買の低下につながるわけでもあります。

そうした点からも、やはりこの機械の判定が優秀なほうがいいですので、そういった点からは、農家からの要望等も出ていたのかということでもあります、その辺はいかが

でしょうか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） J Aとあわせて、幸田町柿部会のほうからも要望をいただいております。

○議長（鈴木三津男君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、1年前倒しということは、来年の予算に反映をする、そういう内容であったかということでもあります。

たまたま、今回、国の緊急経済対策ということで、食料自給率を上げるための産地再生計画の中で補正が組まれたということでもありますし、そういう点からも、国の補助を受ける、そういう点で、うまい話だなということで食いついていったと、こういう内容ですか。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 事業の計画につきましては、平成23年度で取り組んでいきたいというふうに考えておりました。

ただ、23年度当初予算編成、まだやっておる段階でございますので、そちらのほうでやっておるということではございませんが、何にしても23年度ならいけるよというようなものではなくて、事業費そのものが非常に大きいものですから、何かいい補助メニューがないかということで検討しておったわけでございますが、そうした中でいろいろハードルは高いわけですが、10分の1補助の道があるんじゃないかということで、これを23年度、取り組んでいこうという、J A、県の指導等も得て話をしておったところでございますが、そうした中で、この補正がされるという情報も得て、準備をしておった段階で、当初は、この筆柿が対象になるかどうかすらわからなかったわけでございますが、準備をしていたら、対象になるということで、まだ先ほど言いましたように、2分の1満額来るのか、来ないのかということはわかりませんが、少しでも有利なほうへ乗って行って町の特産物を守っていこうということでございますので、若干、未確定な部分もございますが、御理解がいただきたいというふうに思います。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、13番、丸山君の質疑は終わりました。

ほかにございませんか。

4番、池田君。

○4番（池田久男君） 筆柿の選果場の件は、以前からJ Aとか農家さんからも聞いておりました。

財政的にも非常に大変厳しいと思っていましたが、筆柿は町の特産物であります。道の駅筆柿の里・幸田としても、今、非常に繁盛しております。

この補正については、十分理解するものでありますが、厳しい財政事情の中にあって、この補正予算についての経過、いきさつ、状況を聞こうと思ったけれども、先ほどの説明で十分理解いたしました。

大変苦労があったと思いますけれども、筆柿は幸田の何よりも特産物であります。今後も、規模拡大を含めて、J A・農家に十分指導するようお願いしたいことを発言しまして、終了いたします。

○議長（鈴木三津男君） 環境経済部長。

○環境経済部長（松本和雄君） 幸田町特産の筆柿であるということは、この会議場に見える方、皆さん十分承知されているところでございます。

こうした中で、こういう補助制度を受けまして、JAもしかり、幸田町もしかりでございますが、補助金を有効利用して、現在、長い目で見ますと右肩下がりの出荷量等になっておりますけれども、これを現状維持、少しでも上向きにするような形で農協等とも協働して頑張ってまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いをいたします。

○議長（鈴木三津男君） 以上で、4番、池田君の質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 以上で、第75号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託省略についてお諮りいたします。

ただいま議題となっております議案を、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（鈴木三津男君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、上程議案について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木三津男君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

第75号議案 平成22年度幸田町一般会計補正予算（第4号）を、原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（鈴木三津男君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第75号議案は、原案どおり可決されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りいたします。今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者多数)

○議長(鈴木三津男君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

これにて、平成22年12月2日に招集された第4回幸田町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時09分

○議長(鈴木三津男君) 閉会に当たり、町長のあいさつを行います。

町長。

[町長 大須賀一誠君 登壇]

○町長(大須賀一誠君) 平成22年第4回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、本定例会に当たりまして、去る12月2日から本日まで21日間の長期にわたり、大変御多用にもかかわらず、終始御熱心に審議をいただき、私どもが提案をさせていただきました全議案とも可決・承認を賜りましたことを心から感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議・委員会の審議の際にいただきました御意見・御指摘等を十分に留意をいたし、今後の行政の執行に生かしてまいりたいと存じますので、よろしくお祈りを申し上げます。

また、今回、10名の議員の皆様方からいただきました一般質問につきましては、どなたの質問も時宜を得た内容で、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討を加え、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお祈りをいたします。

ここで、1点、お祈りをさせていただきます。

来年1月に議会の臨時会をお願いしたい件でございます。先ほどもちょっと話がありました子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進特例交付金事業予算が11月26日に国の平成22年度補正予算が成立し、県においても特例基金事業として12月16日に補正予算が成立したことにより、本町といたしましても早期に対応したく、日程調整の上、補正予算を提案したく、よろしくお祈りをしたいと思っております。

本年も、あと残すところ1週間ほどで、新しい年を迎えるわけでございますが、年の暮れから年明けにかけては、ますます何か寒さが厳しくなるというふうに言っております。議員各位には体調管理にはくれぐれも御留意をいただきまして、迎える年が幸田町と皆さんにとって幸せな年でありますようにお祈り申し上げ、閉会に当たってのごあいさつとさせていただきます。

本当にありがとうございました。

[町長 大須賀一誠君 降壇]

○議長（鈴木三津男君） 議員各位には、何かと御多忙の中、長期間にわたり熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては、適切に運用されますようお願いいたします。

ことしも余すところわずかとなりました。新しい年がよい年でありますことを心から御祈念申し上げます。

大変御苦労さまでした。

これにて散会といたします。

ありがとうございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する

平成22年12月22日

議 長 鈴 木 三津男

議 員 酒 向 弘 康

議 員 大 嶽 弘